暮らしのお知らせ

このコーナーには、皆さんの暮らしに役立つ情報を掲載しています。

十五夜
9月25日

生活

まちづくり自主研修事業

町では、まちづくりを担う人材の育成と新たな人のつながりをつくることを目的に、参加者自らが企画し実施する研修事業を支援しています。

●対象・条件
異なる業種に従事する概ね50歳以下の町民
※町民3人以上と町職員1人以上のグループ

●補助対象経費
研修に要する参加費、旅費、事後研修に係る費用

●研修内容
今後のまちづくりや新たな人のつながりが期待できる研修内容であること。研修終了後は、町民向けの研修報告会を開催します。

■問合せ先
企画商工観光課
企画グループ企画係
TEL 2・1617
防 2・1611

届出

屋外広告物の届出

町では、街の賑わいを演出する広告物が景観や環境を乱さないために屋外広告物の許可を行っています。

■屋外広告物とは
自家用・案内広告物で地上・壁面・屋上に設置する立看板や旗などをいいます。
広告物の設置には届け出が必要となり、許可手数料がかかります。

■問合せ先
建設水道課
建設林務グループ建築係
TEL・防 2・1625

町では、高齢者世帯や除雪が困難と認められる世帯を対象に、冬期間安心して生活ができるよう、必要最小限の範囲で除雪サービス事業を行っています。希望する方は期日までに各担当地区の民生委員まで申し込みください。
（除雪事業は、社会福祉協議会が自治会や業者などに委託して行います）

《申込期限》令和８年９月11日㈭

《申 込 先》地区担当の民生委員に申出ください

《申込に必要なもの》印鑑

《対象世帯》
次の①・②のいずれにも該当する住民税非課税世帯
①おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯、もしくは身体障がい者世帯
②家族の身体状況からみて、除雪が困難であり、扶養義務者の援助も受けられないなどの理由が認められる世帯

※住民税非課税世帯であっても、課税世帯と同等の収入がある場合は、該当にならない場合があります。

■ サービス内容と利用者負担

除雪区分	サービス内容	利用者負担
屋根・窓	住宅の屋根の雪降ろしおよび窓の除雪	除雪に要する費用の１割
玄関通路（福祉路線）	降雪時の道路から住居の玄関先通路の除雪（50ｍ以上は福祉路線）	１月当たり除雪延長１ｍにつき100円（※）（例:10ｍの場合 → 10ｍ×100円＝1,000円／月）
門口除雪	【市街地のみの実施】町道の除雪や路面整正により門口に入り込んだ雪の除雪	無　料

※除雪延長が10ｍを超える場合は、超えた延長に応じて一部減額して算定します